

インターネットで年金確認!

『地共済年金情報Webサイト』にアクセス!

ご自分で『年金加入記録の確認』『将来の年金額の試算』ができるようになりました!

現役の皆さまに年金制度への理解を深めていただくとともに、ご自身の将来の年金について意識していただくことを目的として、地方公務員の共済組合が共同で、ホームページ「地共済年金情報Webサイト」を開設いたしました。このサイトにアクセスすることにより年金個人情報の提供を受けることが可能となりました。
(平成22年4月12日から開設)

利用方法

- 1 公立学校共済組合本部のホームページ (<http://www.kouritu.go.jp>) のトピックス内の『地共済年金情報Webサイト』をクリックします。
- 2 『地共済年金情報Webサイト』で、ユーザーID・パスワードの申請を行います。ご自分の氏名、性別、生年月日、組合員証番号、基礎年金番号等を画面の指示通り入力して、申請を行います。
- 3 共済組合本部からユーザーID・パスワードを発行。申請から約2~3週間で本人宛(自宅)に、ユーザーID・パスワードが記載された「ユーザーID通知書」が送付されます。
- 4 ユーザーID・パスワードを入力し「ログイン」することで、下記の情報を閲覧(出力)することができます。

確認できる項目

- ① 公務員共済年金加入記録
- ② 平均給料月額、平均給与月額
- ③ 将来の退職共済年金の見込額
- ④ 公務員共済組合期間に係る将来の老齢基礎年金(国民年金)の見込額
- ⑤ 給料記録(昭和56年4月以降の掛金の基礎となった給料の月額)
- ⑥ 期末手当等の記録(平成15年4月以降のすべての期間の期末手当等)
- ⑦ 直近1年度分の掛金納付額(現職組合員のみ)



資格係

被扶養者資格調査に向けて! (6月~7月中旬実施)

アルバイト等を行っている方は、連続する5か月分の給料明細書をご用意ください!

今年も6月から7月中旬にかけて被扶養者の資格確認を行います。
 特に雇用形態が定まっていないアルバイト(パート)等を行っている被扶養者の方については、本来連続する3か月分の給料明細書の提示で良いのですが、中には意図的に調査対象期間の収入調整を行うという事例もございますので、昨年から5か月分の給料明細書を確認することとしております。被扶養者がアルバイト等を行っている場合は、ご面倒でも5か月分の給料明細書をご用意をお願いします。(被扶養者が遡及取消となり、遡って医療費の返還をしていただく際には、思いがけず大きな負担となることもございます。くれぐれもご注意ください。)

